

概要版

江別市子どもの読書プラン

江別市子どもの読書 活動推進計画

平成19年度～25年度

江別市教育委員会

子どもの読書活動推進のための方針

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの心の健全な成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要であり、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進していく必要があります。

2. 子どもの読書活動の現況

子どもたちを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ、ゲームその他の映像・情報メディアの浸透、生活のスタイルの変化等により、大きく変わっています。このような生活環境の変化から、子どもたちの興味や関心が多様化し、読書離れ、活字離れが急速に進みつつあり、特に小学校、中学校、高等学校の世代に向かうほど、その傾向は顕著になってきていると指摘されています。

3. 計画の目標

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本の方針として（１）子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、（２）家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及の３項目が示されました。

また、「北海道子どもの読書活動推進計画」では、（１）家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進、（２）子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備、（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及が計画推進の柱とされています。

また、「文字・活字文化振興法」の理念としては、文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない等とされています。

本市では、このような国の基本の方針や理念、北海道の計画推進の柱等を基に、本市の実情等を踏まえながら、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように計画の基本目標を設定します。

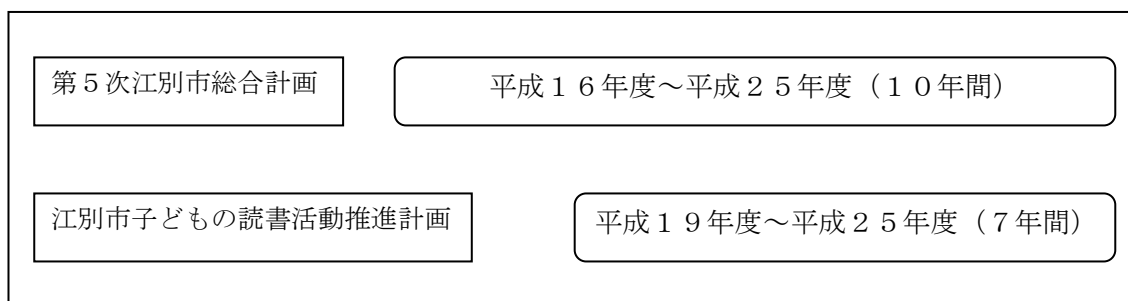
- * 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- * 子どもの読書環境の整備・充実
- * 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

4. 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下としています。

5. 計画の期間

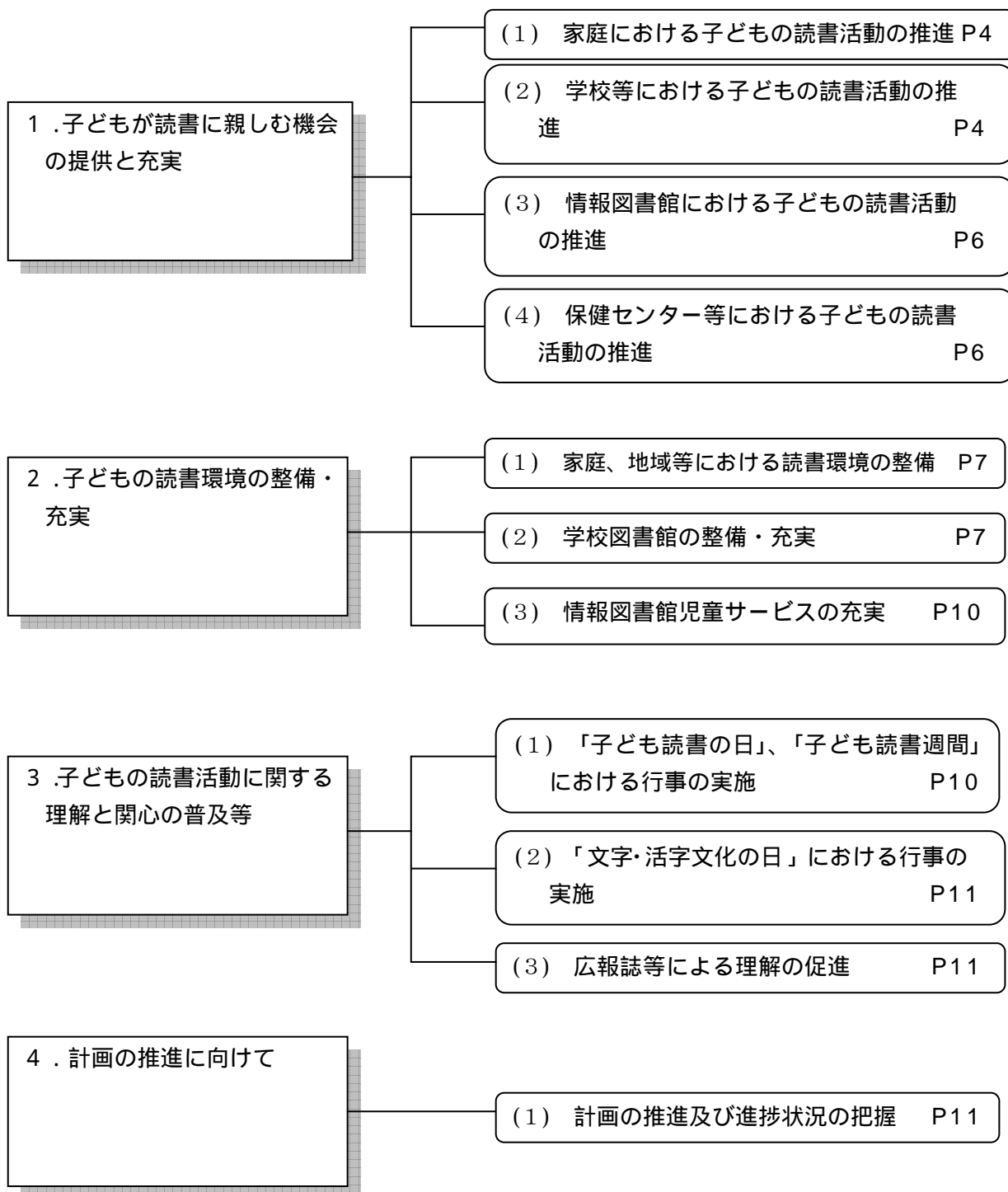
計画の期間は、平成19年度から平成25年度までの7年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



6. 計画の体系

子どもの読書活動推進のための
基本目標(1~3)

子どもの読書活動推進のための取り組み



子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進にとって、親の興味、関心が重要な働きをもつことから、情報図書館や学校・保育所（園）・幼稚園・子育て支援センター等を通して、「読み聞かせ」・「おはなし」や読書の重要性について、保護者に働きかけていきます。

また、地域文庫や家庭文庫と連携を深めるとともに、子育て支援ネットワークの活動を通して、「読み聞かせ」・「おはなし」の大切さ等についての理解の充実に努めます。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

○保育所（園）や幼稚園における子どもの読書活動の推進

絵本や童話の言葉の楽しさ、美しさ、内容のおもしろさ等にふれることが、その後の読書の基礎となる言葉の力を育みます。このことから、保育所（園）や幼稚園においては、絵本や童話等の読み聞かせを通してイメージをふくらませ、想像して楽しむ経験を重ねることが大切です。

情報図書館では、毎月各園に「じどうしつだより」を送付しています。

また、定期的に「おすすめえほん」リスト（2種類）を発送し、情報提供に努めます。

市内の保育所（園）、幼稚園では日々の活動の中で、「読み聞かせ」等を行い、絵本等に親しむ機会を設けるとともに、家庭で親から読んでもらうことの楽しさを体験できるように、絵本の貸出しを実施します。

また、保育所（園）や幼稚園で行っている未就園児を対象とした「おはなし会」や園開放において、保護者等に対して、読み聞かせ等の大切さや意義を広く訴え、理解と協力を得るように努めます。

○児童生徒の読書習慣の確立／読書指導の充実

読書活動の推進を図る上で、小・中学校において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることは大変重要です。

このため、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の活用を図るとともに、読書に親しむ態度の育成に努めます。また、読書活動の推進や「朝の読書活動」等の校内一斉読書等様々な活動を推

進していきます。

また、学校支援ボランティア等による読み聞かせ活動を展開し、読み聞かせに使用した本や類似本を紹介したり、読書月間、読書週間を設定する等、本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図っていきます。

○障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、各学校では障がいの種別や程度に応じた選書や読書環境の工夫、読書時間の設定、視聴覚機材の活用、学校支援ボランティア、教職員、図書館司書等による「読み聞かせ」の実施等に努め、読書活動の推進を図ります。

また、情報図書館では、大型絵本の収集のほか、朗読ボランティア、点字ボランティアの協力により、本を朗読してカセットテープに吹き込んだ「録音図書」や「点訳図書」を作成するとともに、来館が困難な方に宅配サービスを行う等、引き続きサービスの充実に努めます。

○学校関係者の意識高揚

これまでの読書活動への取り組みは、教員一人ひとりの意識、関心によるところが大でした。読み聞かせや朝の読書等の取り組みも広がってきていますが、教員の読書に対する意識を一層高めていくことが求められています。

市内校への学校図書館担当者の配置や司書教諭の発令、校内一斉の読書活動の広がり、教科や総合的な学習の時間等における調べ学習等により、教員の読書に対する意識も高まってきていますが、さらに、司書教諭、学校図書館担当者を中心として校内の読み聞かせ会の充実を図り、学校図書館の活用や読書活動の促進方策等について情報交換や研究協議を積極的に行い、司書教諭をはじめとする教職員の意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の自主的な読書活動の推進、学校図書館の一層の活用を図るため、司書教諭や学校図書館担当教諭を中心として学校全体、教職員全員で取り組む校内体制づくりを推進します。

さらに、子どもの読書の発展につながる研修会への参加を促し、教職員の指導力の向上を図り、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

○家庭、地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくために、学校がPTA活動を含め家庭、地域と連携して積極的に読書活動を推進します。

また、学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を積極的に取り入れ、各学校が家庭、地域と連携して地域人材の活用を図るとともに、家庭での読書活動の習慣化について啓発に努めます。

(3) 情報図書館における子どもの読書活動の推進

「おはなし会」は、子どもの読書活動の推進の一環として大変重要であり、ボランティアサークル等の協力を得ながら、内容の充実に努めます。

また、団塊世代の大量定年時代は、裏を返すと強力なボランティア人材の宝庫であり、読み聞かせの出来るボランティアを養成し、引続き内容の充実に努めます。男性の読み手は、女性とまた違った良さが発揮されるものです。さらに、読み聞かせの学校ボランティアの場などへの進出を支援します。

また、子どもに薦めたい本のリストの作成、配布及び本の展示等に関しても、これらの事業を通して子どもの読書活動を多方面に支援します。また、中・高校生世代の読書推進のためにヤングアダルトコーナーの充実に努めるとともに、障がいのある子どもへの必要な資料（大型活字本、録音図書、点訳図書等）の収集提供を図ります。

また、情報図書館における中学生のキャリア教育（職場体験）や高校生のインターンシップ（就業体験）を推進し、中高校生の図書館利用や読書活動への理解を促し、図書館利用の活性化に努めます。

(4) 保健センター等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書についての理解が得られるよう保護者に働きかけることが大切です。そこで、乳幼児健康診断等の子どもと保護者が集る機会を利用して、ボランティア等が絵本の選び方の指導や読み聞かせをし、子どもの読書活動の推進を図ります。また、家庭教育や子育て支援のための講座等を通じて、家庭や地域での読み聞かせや子どもが読書を楽しむ時間を持つ意義についての理解の促進に努めます。

さらに、平成17年4月から本格的にスタートした4か月児健診で訪れる親子に絵本を読み聞かせるほか、絵本等子どもの本を紹介する「絵本ふれあい事業」をブックスタートに準じた事業として促進に努めます。4か月児健診は、受診率が高く、4か月児健診での読み聞かせは、赤ちゃんが生まれて親が感激している時で、子どもの本にふれあう良い機会でもあります。

また、保健センターのほか、「放課後児童会」「児童センター」「子育て支援センター」などにおいても、読み聞かせ活動を推進していきます。

2. 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭、地域等における読書環境の整備

○家庭、地域における読書環境の整備

家庭における良好な読書環境として、家庭での読み聞かせや本にふれる機会を多くもつよう、より一層の周知に努めます。

また、地域においても児童センター等の児童書の充実を図るとともに、指導員を対象とした講習会等の実施に努めます。

また、地区センター等でボランティアを中心にした「おはなし会」等の取り組みに努めます。

○子どもの周囲の有害図書等の販売規制等の展開

近年、関係業界の自主的な努力により、子どもたちからの有害図書等の除去に寄与していますが、教育委員会では、今後とも関係機関、江別市青少年のための市民会議等の関係団体、PTA、ボランティア等の地域住民と相互連携して、有害図書等の子どもたちへの販売規制等を関係業界へ要請するなど、有害図書等の除去に努め、より良い読書環境の整備に努めます。

(2) 学校図書館の整備・充実

○学校図書館の図書資料、施設の整備・充実

学校図書館は、学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」ことが明記されています。

学校図書館が「資料センター」「学習、情報センター」「読書センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境の整備や児童生徒の多様な興味や関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実することが必要です。

「学校図書館図書標準」に定める標準冊数を達成するよう学校図書整備予算の確保に努め、子どもの発達段階に応じた図書の選書や整備を進めるほか、PTA、各種団体からの協力を得ながら、今後とも図書資料の着実な整備・充実に努めます。

また、施設面においても、今後とも児童生徒が快適に読書活動を行うことができるような環境の整備に努めます。

○学校図書館の情報化

図書のバーコードによるデータベース管理を行っている学校

(平成18年度現在)

- ①上江別小学校 ②東野幌小学校 ③大麻小学校
④江別第二小学校 ⑤大麻中学校 ⑥江別第三中学校

学校図書館の情報化に向けて、小・中学校において書誌の情報データ(バーコード)の一元化の整備を図るため、年次計画を策定し、学校図書館コンピュータシステムの導入に努めます。また、物流を含めた学校図書館ネットワークシステムの構築を目指します。

このことにより、蔵書検索、図書の貸出し、返却、利用者管理等が迅速かつ効率的に行えるようになるとともに、さらに学校図書館ネットワークシステムを構築することにより、他校の蔵書検索が可能となり学校間の相互貸借がスムーズに行えるようになり、情報図書館とのネットワークの相互活用が図られます。

○学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進及び(仮称)学校図書館支援センター推進構想の検討

学校図書館は、教育課程の円滑な実施を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習、情報センターの機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を有しています。

司書教諭は、これらの学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の読書活動を推進していく上で中核的な役割を果たすものであり、平成15年度の学校図書館法の改正により、12学級以上の小学校12校及び中学校8校に司書教諭を発令しています。

今後とも、司書教諭の発令、学校図書館担当者の配置に努めるとともに、各学校では司書教諭、学校図書館担当者のみならず、全ての教職員の連携、協力のもとに学校図書館の活用の充実を図ります。

また、学校図書館の環境整備を支援するため、モデル事業として平成18年度から情報図書館の司書1名を小・中学校に派遣することとしており、引き続き事業の継続と派遣司書の複数化に努めるとともに、情報図書館本館内(仮定)に(仮称)学校図書館支援センターを置き、各学校に学校図書館補助員を配置し、支援センターとの連携、協力の下、学校図書館の効果的な活用、運営を図ることを目的とする(仮称)学校図書館支援センター推進構想の構築を目指します。

○学校図書館活動推進委員会の設置

学校図書館の運営や活用について情報交換、研修を行う機関として、教育委員会に学校図書館活動推進委員会(教育行政担当者、校長、司書教諭、学校図書館担当者、PTA、図書館関連の市民団体などで構成)を新設します。

(仮称) 学校図書館支援センター推進構想

現状

学校図書館の機能

- 読書センター機能(児童生徒の豊かな心の育成)
 - 学習情報センター機能(児童生徒の自発的、主体的な学習活動の支援)
- ⇒学校教育の中核的な役割を担う。

司書教諭の役割

児童生徒の教育的見地から、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う。

しかし、司書教諭は、図書の選定・収集などに追われ、十分な役割を果たせないといった状況にある。

背景

子ども読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月閣議決定)の策定等

文字・活字文化振興法

司書教諭の人的体制の整備、学校図書館の図書資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等(第8条第2項)

中央教育審議会の指摘

学校図書館は、子どもたちの主体的な学習を支えるために欠くことのできないものであり、その充実を図る必要がある。

学校図書館の機能強化を図ることが急務

情報図書館本館内(仮定)に「**学校図書館支援センター**」を置く。

「**学校図書館支援スタッフ**」(支援センターの中核的な役割を担う人材として配置)による学校図書館支援

- 学校図書館間の連携に向けた支援
- 各学校の学校図書館の運営に向けた支援
- 図書の選定・収集、資料の組織化 等の支援

各学校に学校図書館補助員を配置し、「学校図書館支援スタッフ」との連携・協力の下、学校図書館の機能の強化・充実を図る。

(3) 情報図書館児童サービスの充実

○児童資料の充実

調べ学習や読み聞かせ等に利用されている図書館の児童資料は、あらゆる分野において充実することが望まれます。

情報図書館の平成元年度における児童書の蔵書冊数は3万7千冊でしたが、平成17年度では8万7千冊の蔵書冊数となり、5万冊、約2.4倍の増冊となっています。

今後とも、児童資料の整備、充実に努めます。

○児童に対する直接サービスの充実

児童に対するサービスは、児童書の選定、児童図書コーナーの整備、おはなし会の運営など、全般にわたり開館当初から行っています。

特に、児童に対する直接サービスとしては、分館等を含め毎週多様な曜日、時間帯において、絵本、紙芝居の「読み聞かせ」等を行っています。

○調べ学習や総合的な学習の時間等への対応

平成14年度より「総合的な学習の時間」が始まって以来、様々なテーマを調べるために来館する子どもが増えてきました。テーマに沿った資料を自分で探し出すには、多くの場合時間もかかり、子どもたちにとって容易ではありません。

情報図書館では、こうした子どもたちに対し、辞典類の使い方、目次や索引の見方等を支援し、与えられたテーマは広い視野で捉え、複数の資料から回答を導き出せるような方法の助言に努めます。

今後は、各学校との情報交換等を通じて連携を図り、調べ学習において情報図書館がさらに有効に利用されるよう努めます。

○職員を対象とした研修の充実

情報図書館職員の資質向上のための研修会に、司書を積極的に参加させ、意識高揚を図ります。

3. 子どもの読書活動に関する理解と普及等

(1) 「子ども読書の日」、「子ども読書週間」における行事の実施

平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子ども読書の日」（4月23日）は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。また、社団法人読書推進運動協議会が定めた

5月12日までの「子ども読書週間」において、「児童図書コーナー」及び「おはなしコーナー」をリニューアルして「子ども読書週間」の趣旨にふさわしい「おはなし会」や「絵本の展示」に努めるとともに、様々な活動を通して子どもの読書への関心を深めるよう努めます。

(2) 「文字・活字文化の日」における行事の実施

平成17年7月に制定された「文字・活字文化振興法」に基づく「文字・活字文化の日」（10月27日）は、読書週間（10月27日から11月9日まで）の初日とされ、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため設けられました。従って、「文字・活字文化の日」には、その趣旨にふさわしい行事の実施に努めます。

(3) 広報誌等による理解の促進

情報図書館では、館報「情報図書館だより」、「じどうしつだより」やホームページを通して、また、関係機関や団体等においても、広く市民に子どもの読書活動の意義、重要性を広報、啓発することが大切であり、今後とも保護者等に対する「子どもの読書の楽しさと重要性について」の理解の促進に努めます。

4. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進及び進捗状況の把握

地域の読書団体やボランティア団体、子育てグループなど、地域住民の主體的な読書推進活動を支援するなど、本計画を効果的に推進するため、教育部が中心となり、関係機関、団体等の連携、協力関係をさらに強化し、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進めるとともに、市健康福祉部、教育部からなる「江別市子どもの読書活動推進委員会」において、本計画の進捗状況を把握し検証します。

* 「江別市子どもの読書活動推進委員会」の構成

健康福祉部	保健センター参事、子育て支援室子ども家庭課長、子育て支援室保育課長、子育て支援室子ども発達支援センター長
教育部	次長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、情報図書館長
(事務局)	情報図書館

*子どものための読書環境整備事業
(情報図書館司書派遣モデル事業)

(モデル校)
文京台小学校
での活動



江別市子どもの読書活動推進計画

(概要版)

平成19年3月

発行 江別市教育委員会
編集 江別市教育部情報図書館
住所 ☎069-0815 江別市野幌末広町7番地
TEL (011) 384-0202
FAX (011) 385-1129